合併処理浄化槽補助対象判断フロー図

市内に合併処理浄化槽を設置する方のうち、当該設置が汚水処理人口普及の向上につながる場合が交付対象となります。

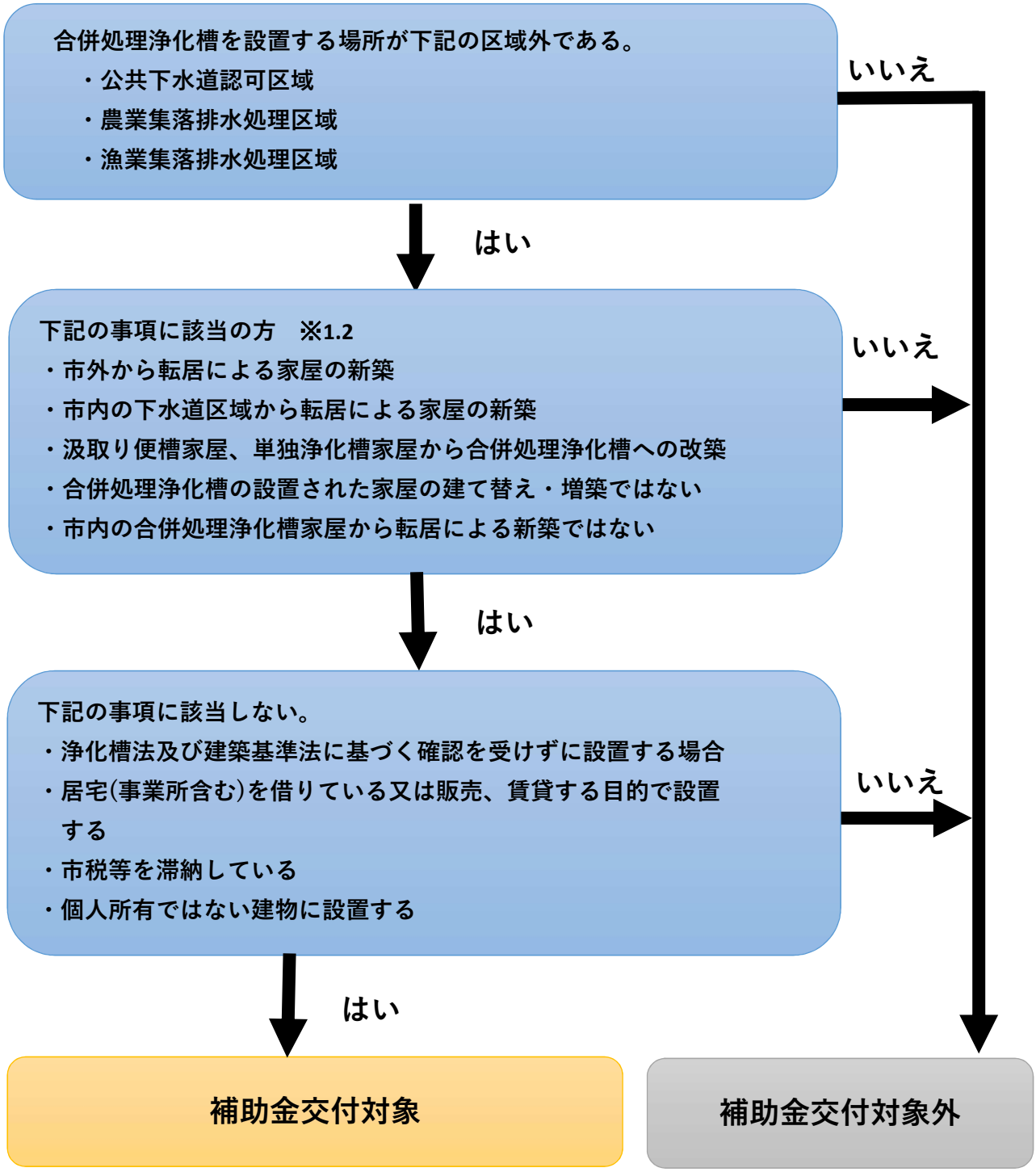

※１　市内同一家屋において、親子で居住し合併処理浄化槽を使用していたが、家族が増える等手狭になるため、同居する子供が親から独立して市内(同一敷地内も含む)に家屋を新築する場合、補助金交付対象となります。

※２　災害に伴う合併処理浄化槽の入替えの場合も補助金交付対象となります。

詳細な確認は、下水道課へお問い合わせください。